

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第5回会議付属資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針	２市２町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 １ 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第３１０条の規定により、２，５００円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ２ 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率 １４．７％）による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ４ 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ５ 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。					
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
個人市（町）民税	１ 納税義務者 １月１日現在、市内に住所を有する個人等（実情は個人に限定）	１ 納税義務者 西条市と同じ	１ 納税義務者 西条市と同じ	１ 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第２９４条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	２ 均等割の税率 年額２，５００円	２ 均等割の税率 年額２，０００円	２ 均等割の税率 東予市と同じ	２ 均等割の税率 東予市と同じ	人口区分の違いにより、西条市と他の１市２町とで均等割の税率（年額）に違いがある。	均等割の税率は、地方税法第３１０条の規定により、２，５００円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 〈参考〉地方税法第３１０条の人口区分 ◇人口５０万以上の市：年額３，０００円 ◇人口５万以上５０万未満の市：２，５００円 ◇上記以外の市並びに町村：２，０００円
	３ 所得割額の税率 ２００万円以下の金額 ３％ ２００万円を超える金額 ８％ ７００万円を超える金額 １２％	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	地方税法第３１４条の３に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	４ 納期（普通徴収） 第１期 ６月１日～同３０日 第２期 ８月１日～同３１日 第３期 １０月１日～同３１日 第４期 １月５日～同３１日	４ 納期（普通徴収） 第１期 西条市と同じ 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 １月１日～同３１日	４ 納期（普通徴収） 第１期 ６月１６日～同３０日 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 東予市と同じ	４ 納期（普通徴収） 第１期 西条市と同じ 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 東予市と同じ	第１期及び第４期の始期が異なる。	納期は、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
法人市（町）民税	1 納税義務者 （１）市内に事務所又は事業所を有する法人 （２）市内に事務所又は事業所を有しなく、寮等の施設を有する法人及び市内に事務所又は事業所又は寮等を有しない社団又は財団で代表者又は管理人を定めるもの	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第２９４条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 均等割税率 資本金 従業員 税額 ① 5 0 億円超 5 0 人超 3 0 0 万円 ② 1 0 億円～5 0 億円以下 5 0 人超 1 7 5 万円 ③ 1 0 億円超 5 0 人以下 4 1 万円 ④ 1 億円～1 0 億円以下 5 0 人超 4 0 万円 ⑤ “ 5 0 人以下 1 6 万円 ⑥ 1 千万円～1 億円以下 5 0 人超 1 5 万円 ⑦ “ 5 0 人以下 1 3 万円 ⑧ 1 千万円以下 5 0 人超 1 2 万円 ⑨ 前各号に掲げる法人以外の法人 5 万円	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	地方税法第３１２条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 法人税割税率 1 4 . 7 %（制限税率）	3 法人税割税率 西条市と同じ	3 法人税割税率 1 2 . 3 %（標準税率）	3 法人税割税率 丹原町と同じ	2 市が制限税率で、2 町が標準税率である。	法人税割の税率は、西条市、東予市の例（制限税率 1 4 . 7 %）による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
	4 申告・納期 事業年度終了の日から２ヶ月以内の確定申告・納付、また事業年度開始の日から６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内の中間申告・納付	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	地方税法第３２１条の 8 に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
固 定 資 産 税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に所在する固定資産の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第343条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 税率 1.4%	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	地方税法第350条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	3 免税点 土地 30万円 家 産 20万円 償却資産 150万円	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	地方税法第351条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	4 納期 第1期 4月1日～同30日 第2期 7月1日～同31日 第3期 9月1日～同30日 第4期 12月1日～同27日	4 納期（平成15年度から） 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 12月1日～同25日	4 納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 西条市と同じ 第3期 12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日	4 納期 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 丹原町と同じ 第4期 2月1日～同28日	それぞれの納期が異なる。	納期は西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
軽 自 動 車 税	1 納税義務者 4月1日現在、原動機付自転車、 軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車等の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第442条 の2に定める規定を基 本に運用しており、課題 なし	現行のとおりとする。
	2 税率（標準税率） 区 分 種別 税額 原動機付き自転車 〃 5 0 cc以下 1,000円 〃 9 0 cc以下 1,200円 〃 1 2 5 cc以下 1,600円 〃 ミニカー 2,500円 軽自動車 2 輪 2,400円 〃 3 輪 3,100円 〃 4 輪乗用営業用 5,500円 〃 4 輪乗用自家用 7,200円 〃 4 輪貨物営業 3,000円 〃 4 輪貨物自家用 4,000円 〃 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊 農作業用 1,600円 〃 その他 4,700円 2 輪の小型自動車 4,000円	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	地方税法第444条 に定める規定を基本に 運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 賦課期日 4月1日	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	地方税法第445条 に定める規定を基本に 運用しており、課題な し	現行のとおりとする。
	4 納期 4月11日～4月30日	4 納期 5月1日～5月31日	4 納期 5月11日～同月31日	4 納期 丹原町と同じ	納期が異なる。	納期については、東予市 の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
特別土地保有税	1 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 課税標準 土地の取得価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ			
	3 税率 保有分 １．４％（１０年間） 取得分 ３．０％	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ			
	4 免税点 ５，０００㎡未満	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ			
	5 申告・納税 (1)保有分 １月１日現在土地保有者 ５月３１日 (2)取得分 １月１日前１年以内 ２月末日 または７月１日前１年以内 ８月３１日	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ			
市（町）たばこ税	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 課税標準 (１) 製造紙たばこの本数 (２) 本数算定たばこ（１本） ① 喫煙用の製造たばこ ・パイプたばこ １グラム ・葉巻たばこ １グラム ・刻みたばこ ２グラム ② かみ用の製造たばこ ２グラム ③ かぎ用の製造たばこ ２グラム	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ			
	3 税率 １,０００本につき２,６６８円、三級品 １,２６６円	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ			
	4 申告・納税 前月販売分を翌月の末日までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
鉱 産 税	1 納税義務者 鉱物の採掘事業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める 規定を基本に運用し ており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 鉱物の価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 １％	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月採掘した鉱物分を翌月の末日 までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

地 方 税 の 取 扱 い に 関 す る 法 令

○ **地方税法 (昭和25年 法律第226号)**

- (地方団体の課税権)
- 第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。
- (地方税の賦課徴収に関する規定の形式)
- 第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。
- (市町村が課することができる税目)
- 第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。
- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。
- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税
- 3 (略)
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 5 (略)
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税
- 7 (略)

- (市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継)
- 第8条の2 市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。（以下略）

- (個人の均等割の税率)
- 第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

- 2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

○ **市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年 法律第6号)**

- (地方税の不均一課税)
- 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差違があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- （２）軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- （３）個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

〔西東京市〕

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である１００分の１４．７を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - ア 資本金等が１億円以下の法人等 １００分の１２．３
 - イ 資本金等が１億円を超え１０億円以下の法人等 １００分の１３．５
- （２）都市計画税の税率は、１００分の０．２４とする。ただし、合併特例法第１０条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- （３）固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

〔さぬき市〕

5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- （１）個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。
- （２）個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。
- （３）軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、５月１日から５月３１日までとする。
- （４）個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ① 交付率は、１００分の１．０とする。
 - ② 月数については、全期前納方式による算定とする。
 - ③ 交付額の上限は５万円、下限は１００円とする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第１０条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く５年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- （２）法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第１０条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く５年度間は現行の税率を採用する。
- （３）固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第１期の納期は５月１日から５月３１日とする。
- （４）都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- （５）軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- （６）特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （７）入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- （８）鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- （１）個人住民税
 - ・均等割の税率は、２,５００円（標準税率）とする。
 - ・普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。
- （２）法人市民税
 - ・法人税割の税率については、川之江市の例による。
- （３）固定資産税
 - ・納期については、川之江市の例による。
- （４）軽自動車税
 - ・税率については、新宮村の例による。
- （５）市たばこ税
 - ・４市町村に相違が無いため現行どおりとする。
- （６）特別土地保有税
 - ・川之江市の例による。
- （７）入湯税
 - ・川之江市の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(手数料総括表)

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)			細 項 目	手数料
調 整 方 針	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。				
項 目	根 拠 条 例				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
税証明等の事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 0 参照)
火薬類取扱い事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 1 参照)
消防関係事務手数料	西条市手数料条例	――	――	――	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 2 参照)
戸籍等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 3、P. 1 4 参照)
畜犬登録等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 ・化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 5 参照)
障害者控除対象者認定手数料	西条市手数料条例	――	――	小松町手数料条例	・東予市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 6 参照)
農振法関係証明手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 7 参照)
鳥獣飼養許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 8 参照)
事業所証明事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 9 参照)
耕作(者)証明等事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 2 0 参照)
優良宅地造成の認定等手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・優良宅地造成の認定手数料(0.1ha未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 ・優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 ・良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 2 1 参照)
公営住宅等関係事務手数料	――	東予市手数料条例	――	小松町手数料条例	・公営住宅等車庫証明等手数料については、東予市、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 2 2 参照)
屋外広告物許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 ・市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 ・市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 2 3 参照)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	税証明等の事務手数料				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	税務分科会
調 整 方 針	税証明等の事務手数料については、現行のとおりとする。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容			
	西 条 市		東 予 市					丹 原 町
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]		[東 予 市 手 数 料 条 例]		[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]		[小 松 町 手 数 料 条 例]	
(1) 土地建物に関する証明手数料	1枚につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円
(2) 公租・公課に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	1税目につき	200円	1件につき	200円
(3) 営業に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円
(4) 公簿の写しに関する証明手数料	1件につき	200円	1枚につき	200円	1枚につき	200円	1件につき	200円
(5) 図面の写しに関する証明手数料	1枚につき	200円	1件につき	200円			1件につき	200円
(6) 公簿・図面の閲覧手数料	1回につき	200円	1件につき	200円	1回につき	200円	1件につき	200円
(7) 住宅用家屋の証明手数料	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円
(8) その他事実に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円	1件につき	200円

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	火薬類取扱い事務手数料			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 総務分科会
調 整 方 針	火薬類取扱い事務手数料については、現行のとおりとする。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 火薬類取締法関係手数料						
(1) 火薬類取締法の規定に基づく各種許可手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P.30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P.30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P.30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P.30参照）	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）		細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	消防関係事務手数料		専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会
調 整 方 針	消防関係事務手数料については、西条市の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【 根 拠 】	【 西 条 市 手 数 料 条 例 】	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項		
1 消防法関係手数料						
(1) 消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、取扱所に関する各種手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P.25～P.30 参照)	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P.25～P.30 参照)	同左	同左	西条市の例により調整する。	
2 その他手数料						
(1) タンクの検査手数料			同左	同左	西条市の例により調整する。	
ア 水張検査						
a 容量1万リットル以下のタンク	6,000円	6,000円				
b 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円	11,000円				
c 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円	15,000円				
d 容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額				
イ 水圧検査						
a 容量600リットル以下のタンク	6,000円	6,000円				
b 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円	11,000円				
c 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円	15,000円				
d 容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額				
(2) 罹災に関する証明手数料	無料	一件につき 100円				
(3) その他消防事務に関する証明手数料	無料	一件につき 100円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料				専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会
調 整 方 針	戸籍等関係事務手数料は、西条市の例により調整する。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容		
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]		[東 予 市 手 数 料 条 例]		[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]		[小 松 町 手 数 料 条 例]	
1 戸籍法関係手数料								
(1) 戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき	4 5 0円	1通につき	4 5 0円	1通につき	4 5 0円	1通につき	4 5 0円
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円
(3) 除籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき	7 5 0円	1通につき	7 5 0円	1通につき	7 5 0円	1通につき	7 5 0円
(4) 除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	4 5 0円	1件につき	4 5 0円	1件につき	4 5 0円	1件につき	4 5 0円
(5) 戸籍法の規定による届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1通につき	3 5 0円	1通につき	3 5 0円	1通につき	3 5 0円	1通につき	3 5 0円
(6) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1通につき	1,4 0 0円	1通につき	1,4 0 0円	1通につき	1,4 0 0円	1通につき	1,4 0 0円
(7) 戸籍法の規定による届書その他の書類の閲覧手数料	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円	1件につき	3 5 0円
2 住民基本台帳法等関係手数料								
(1) 身分に関する証明手数料	1枚につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1枚につき	2 0 0円	1枚につき	2 0 0円
(2) 住民票の写し交付手数料	1通につき	2 0 0円	1通(3人まで) 1人増すごとに	2 0 0円 6 0円	1通につき	2 0 0円	1件につき 2 0 0円	
(3) 住民票記載事項証明手数料	1通につき	2 0 0円	1件につき 2 0 0円		1件につき 2 0 0円			
(4) 住民票閲覧手数料	1件につき	2 0 0円						
(5) 居住に関する証明手数料	1枚につき	2 0 0円						
(6) 戸籍の附票の写しに関する証明手数料	1通につき	2 0 0円						
(7) 印鑑に関する証明手数料	1枚につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円
(8) 印鑑登録証交付手数料	1件につき	2 0 0円	1件につき 2 0 0円		1件につき 2 0 0円		1通につき	2 0 0円
(9) 印鑑登録証再交付手数料	1件につき	2 0 0円					1通につき	2 0 0円
(10) 外国人登録記載事項証明手数料	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料			専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会
調 整 方 針							
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		
3 道路運送車両法関係手数料							西条市の例により調整する。
(1) 自動車の臨時運行許可手数料	1両につき	7 5 0円	1両につき	7 5 0円	—	—	
4 船員法関係手数料							
(1) 船員雇入契約の公認手数料	1件につき	4 3 0円	—		—	—	
(2) 船員手帳の交付手数料	1件につき	1, 9 0 0円	—		—	—	
(3) 船員手帳の書換え手数料	1件につき	1, 9 0 0円	—		—	—	
(4) 船員手帳の訂正手数料	1件につき	4 3 0円	—		—	—	
5 その他手数料							
(1) その他事実に関する証明手数料	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	1通につき	2 0 0円	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	畜犬登録等関係事務手数料			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会
調 整 方 針	狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 狂犬病予防法関係手数料					現行のとおりとする。		
(1) 犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円			
(2) 犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円			
(3) 狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円			
(4) 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円			
2 化製場等に関する法律関係手数料					西条市、丹原町、小松町の例により調整する。		
(1) 動物の飼養又は収容の許可手数料	1件につき 6,010円	—	1件につき 6,010円	1件につき 6,010円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	障害者控除対象者認定手数料			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	障害者控除対象者認定手数料については、東予市の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]			[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 障害者控除対象者認定手数料	1件につき 200円	無料	—	1件につき 200円		東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	農振法関係証明手数料				専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業分科会
調 整 方 針	農振法関係証明手数料については、現行のとおりとする。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容			
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]				
(1) その他事実に関する証明手数料								
ア 農振法関係証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	鳥獣飼養許可等関係事務手数料				専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	林業分科会
調 整 方 針	鳥獣飼養許可等関係事務手数料については、現行のとおりとする。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容			
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]				
1 鳥獣保護及び狩猟に関する法律関係手数料								
(1) 鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	現行のとおりとする。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	事業所証明事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	事業所証明事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 事業所証明事務手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その1）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	耕作(者)証明等事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業委員会分科会
調 整 方 針	耕作(者)証明等事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 耕作(者)証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。		
イ 農家(農業従事者)証明手数料							
ウ 各種届出書・申請書受理証明手数料							
エ 各種許可証明手数料							
オ 農地移動適正化あっせん証明手数料							
カ 納税猶予証明手数料							
キ 競売参加資格証明手数料							
ク 転用確認証明手数料							
ケ その他							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）		細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	優良宅地造成の認定等手数料		専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	優良宅地造成の認定手数料(0.1ha 未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 租税特別措置法関係手数料						
(1) 優良宅地造成の認定手数料(0・1ha未満)	1件につき 86,000円	1件につき 86,000円	1件につき 86,000円	1件につき 86,000円	現行のとおりとする。	
(2) 優良宅地造成の認定手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)			西条市、東予市の例により調整する	
(3) 優良住宅新築認定申請手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	現行のとおりとする	
(4) 良質住宅新築認定申請手数料					西条市、東予市、丹原町の例により調整する。	
新築住宅の床面積が100㎡以下	1件につき 6,200円	1件につき 6,200円	1件につき 6,200円	—		
〃 100㎡を超え500㎡以下	1件につき 8,600円	1件につき 8,600円	1件につき 8,600円	—		
〃 500㎡を超え2,000㎡以下	1件につき 13,000円	1件につき 13,000円	1件につき 13,000円	—		
〃 2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件につき 35,000円	1件につき 35,000円	1件につき 35,000円	—		
〃 10,000㎡を超えるもの	1件につき 43,000円	1件につき 43,000円	1件につき 43,000円	—		
2 その他手数料						
(1) その他事実に関する証明手数料						
ア 用途地域等の証明手数料	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	公営住宅等関係事務手数料				専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会
調 整 方 針	公営住宅等関係事務手数料については、東予市、小松町の例により調整する。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況						具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
[根 拠]		[東 予 市 手 数 料 条 例]				[小 松 町 手 数 料 条 例]		
(1) その他事実に関する証明手数料								
ア 公営住宅等車庫証明手数料	無料	1件につき	200円	無料		1件につき	200円	東予市、小松町の例により調整する。
イ 公営住宅等入居証明手数料	無料	1件につき	200円	無料		1件につき	200円	
ウ 公営住宅等家賃証明手数料	無料	1件につき	200円	無料		1件につき	200円	
</								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	屋外広告物許可等関係事務手数料			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 屋外広告物法関係手数料							
(1) 屋外広告物の許可手数料	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P.32～P.33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P.32～P.33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P.32～P.33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P.32～P.33参照)		現行のとおりとする。	
2 その他手数料							
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 市町道の境界確認手数料	1件につき 200円	無料	無料	1件につき 200円		西条市、小松町の例により調整する。	
イ 市町道の幅員証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		現行のとおりとする。	

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令

内閣は、地方自治法（S22 法67）第 228 条第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第 228 条第 1 項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金 額
15 消防法（S23 法186）第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以下の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5400円
16 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39000円
		ロ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52000円
		ハ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66000円
		ニ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77000円
		ホ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 91000円
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20000円
		2. 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26000円
		3. 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39000円
		4. 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52000円
		5. 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66000円
		ロ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20000円
		2. 指定数量の倍数が100を超え10000以下の屋外タンク貯蔵所 26000円
		3. 指定数量の倍数が10000を超える屋外タンク貯蔵所 39000円
		ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 580000円
		ニ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査

		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	90万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上10000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	109万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が10000キロリットル以上50000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	121万円
		4. 危険物の貯蔵最大数量が50000キロリットル以上100000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	154万円
		5. 危険物の貯蔵最大数量が100000キロリットル以上200000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	180万円
		6. 危険物の貯蔵最大数量が200000キロリットル以上300000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	423万円
		7. 危険物の貯蔵最大数量が300000キロリットル以上400000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	559万円
		8. 危険物の貯蔵最大数量が400000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	691万円
		ホ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請にかかる審査	
		次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	632万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	797万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1180万円
		ヘ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ト 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	
		次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所	26000円
		2. 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所	39000円
		チ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	13000円
	3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	リ 移動タンク貯蔵所（又の規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ヌ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	39000円
		ル 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	13000円
		イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	52000円
		ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査	66000円
		ハ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ニ 第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	33000円
		ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査	
		次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長	

		のうち最大のもの。以下この項から１８の項まで及び２２の項において同じ。）が１５km以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管にかかる最大常用圧力が０．９５メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７km以上のものを除く。） ２１０００円 2. 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が０．９５メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７km以上１５km以下の移送取扱所 ８７０００円 3. 危険物を移送するための配管の延長が１５kmを超える移送取扱所 ８７０００円に危険物を移送するための配管の延長が１５km又は１５kmに満たない端数を増すごとに２２０００円を加えた金額 へ一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 指定数量の倍数が１０以下の一般取扱所 ３９０００円 2. 指定数量の倍数が１０を超え５０以下の一般取扱所 ５２０００円 3. 指定数量の倍数が５０を超え１００以下の一般取扱所 ６６０００円 4. 指定数量の倍数が１００を超え２００以下の一般取扱所 ７７０００円 5. 指定数量の倍数が２００を超える一般取扱所 ９１０００円
17 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
18 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（S34 政令306）第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	1 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

	査	ロその他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	6 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
19 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5400円
20 消防法第 11 条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の2第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第 11 条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査
		次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 容量1万リットル以下のタンク6000円
		2. 容量1万リットルを越え100万リットル以下のタンク11000円
		3. 容量100万リットルを越え200万リットル以下のタンク15000円
		4. 容量200万リットルを超えるタンク15000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4400円を加えた金額
		ロ 水圧検査
		次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 容量600リットル以下のタンク6000円
		2. 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク11000円
		3. 容量1万リットルを越え2万リットル以下のタンク15000円
		4. 容量2万リットルを超えるタンク15000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4400円を加えた金額
		ハ 基礎・地盤検査
		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所45万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所59万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所77万円
		4. 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所101万円
		5. 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所114万円
		6. 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所176万円
		7. 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所200万円
		8. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所223万円
		ニ 溶接部検査

		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上5 0 0 0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5 4万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 0 0キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 6 9万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 0 4万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上1 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 4 4万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が1 0万キロリットル以上2 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 8 1万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が2 0万キロリットル以上3 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 4 9万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が3 0万キロリットル以上4 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4 2 8万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が4 0万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4 8 9万円 ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が4 0万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1 0 0 0万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が4 0万キロリットル以上5 0万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1 3 6 0万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が5 0万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1 8 7 0万円
	2 消防法第 11 条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の1のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 この項の1のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の1のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の1のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
2 2 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上5 0 0 0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 4万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 0 0キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4 5万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 7 9万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上1 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 0 1万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が1 0万キロリットル以上2 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 2 7万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が2 0万キロリットル以上3 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 1 1万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が3 0万キロリットル以上4 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 8 1万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が4 0万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4 4 0万円 ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上4 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2 9 2万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が4 0万キロリットル以上5 0万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 5 0万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が5 0万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 5 2 6万円 ハ移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0. 95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km 以上15km 以下の移送取扱所 7万円 2. 危険物を移送するための配管の延長が15km を越える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15km 又は15km に満たない端数を増すごとに17 0 0 0円を加えた金額
--	--	--

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
33 火薬類取締法第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事務	1 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1200円
	2 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	イ 火工品のみの譲受けの許可の申請にかかる審査 2 4 0 0円 ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が2 5 k g 以下の場合 3 5 0 0円 2. その他の場合 6 9 0 0円
36 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可に関する事務	火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に関する審査	7900円

○愛媛県事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表(第2条関係)

事務	市町村
30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	各市
(1) 法第28条の4第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)に関する事務	
(2) 法第31条の2第2項第10号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(3) 法第62条の3第4項第10号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(4) 法第63条第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)に関する事務	
(5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	
31 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	建築基準法第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市
(1) 法第28条の4第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	
(2) 法第63条第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	

○愛媛県手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき県が徴収する手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

事務	名称	金額
70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定 申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円
71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定 申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円 (2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円

○愛媛県屋外広告物条例

〔許可〕

第5条 次に掲げる地域又は場所(前条に規定する地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)を除く。)及び別表に定める町の区域(知事が指定する区域を除く。)

〔許可手数料〕

第19条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、9,500円の範囲内において知事が定める。

〔第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務〕

第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。

- (1) 屋外広告物法第7条第3項及び第4項の規定に基づく違反に係るはり紙並びにはり札及び立看板の除却に関する事務
- (2) 第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の許可に関する事務
- (3) 第11条第1項の規定に基づく許可内容の変更等の許可に関する事務
- (4) 第12条第1項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務
- (5) 第12条第2項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務
- (6) 第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務
- (7) 第12条第4項の規定に基づく滅失の届出の受理に関する事務
- (8) 第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令に関する事務
- (9) 第14条の規定に基づく違反等に対する許可の取消しに関する事務
- (10) 第15条第3項の規定に基づく除却の届出の受理に関する事務
- (11) 第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務
- (12) 第17条第1項の規定に基づく報告の徴収等又は立入検査に関する事務
- (13) 第20条の規定に基づく屋外広告業の届出の受理に関する事務
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

別表(第5条関係)

郡名	町名
宇摩郡	土居町
周桑郡	小松町及び丹原町
越智郡	波方町、大西町及び菊間町
温泉郡	重信町及び川内町
上浮穴郡	久万町
伊予郡	松前町及び砥部町
喜多郡	長浜町、内子町及び五十崎町
西宇和郡	保内町及び三瓶町
東宇和郡	宇和町及び野村町
北宇和郡	吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町
南宇和郡	御荘町及び城辺町

○愛媛県屋外広告物条例施行規則

第10条 条例第19条の規定による許可手数料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第10条関係）

種 別			単 位	手数料
1 はり紙			100 枚	240 円
2 はり札			1枚	50 円
3 立看板	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの		1個	120 円
4 建物その他の工作物等の壁面を利用する広告物等	(1) 塗装	ア 表示面積が5平方メートル未満のもの	1個	120 円
		イ 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	240 円
		ウ 表示面積が10平方メートル以上のもの	1個	600 円
	(2) 塗装以外のもの	ア 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120 円
		イ 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300 円
		ウ 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	600 円
		エ 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
		オ 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
		カ 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600 円
5 建物の屋上を利用する広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの		1個	600 円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの		1個	3,600 円
6 建物その他の工作物等の壁面から突き出した広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの		1個	600 円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの		1個	3,600 円

7 野立広告物	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	600 円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600 円
8 電柱等を利用する 広告物等	(1) 電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等	1枚	120 円
	(2) 電柱等に突き出して取り付ける広告物等	1個	240 円
9 停留所標識を利用する広告物等		1個	120 円
10 消火栓標識を利用する広告物等		1個	240 円
11 広告幕		1枚	480 円
12 旗及びのぼり	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの	1個	120 円
13 アドバルーン		1個	480 円
14 広告アーチ	(1) 設置期間が1箇月未満のもの	1基	1,800 円
	(2) 設置期間が1箇月以上のもの	1基	3,600 円
15 照明装置を使用す る広告物等	(1) 表示面積が3平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
	(2) 表示面積が3平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
	(3) 表示面積が10平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	4,800 円
	(4) 表示面積が30平方メートル以上50平方メートル未満のもの	1個	7,100 円
	(5) 表示面積が50平方メートル以上のもの	1個	9,500 円

備考1 はり紙の100枚未満は、100枚として計算する。

2 照明装置を使用する広告物等にあつては、この表15の項の規定を適用し、その他の項の規定は、適用しないものとする。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1)幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3)保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4)国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

- ①学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。
- ②清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
- ③事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
- ④保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
- ⑤学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料（その1）については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地域審議会の取扱い	細 項 目													
事 務 事 業 名		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会										
調 整 方 針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。														
地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 事 項															
（設置） 1 合併後、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項（昭和40年3月29日法律第6号）の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という）を置く。 <table><tr><td>名 称</td><td>設 置 区 域</td></tr><tr><td>西条地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 西 条 市 の 区 域</td></tr><tr><td>東予地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 東 予 市 の 区 域</td></tr><tr><td>丹原地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域</td></tr><tr><td>小松地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 小 松 町 の 区 域</td></tr></table>			名 称	設 置 区 域	西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域	東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域	丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域	小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域	（任期） 7 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 8 委員は再任することができる。 （会長及び副会長） 9 各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。 10 会長は会務を総理し、審議会を代表する。 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 12 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。 13 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 14 会長が、会議の議長となる。 15 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 16 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 17 原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。 （意見の聴取等） 18 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 （庶務） 19 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。 （雑則） 20 このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。		
名 称	設 置 区 域														
西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域														
東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域														
丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域														
小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域														

地域審議会に関する主な法令

○ 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

(委員会・委員の設置)

第138条の4

(第1項、第2項 省略)

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。(後略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条

(第1項～第8項 省略)

- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

(第10項 省略)

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併関係市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

先例地の事例

(合併市町村)

岩手県大船渡市

平成13年11月15日、三陸町を編入(吸収)合併

旧三陸町の区域を対象に設置

(合併協議会)

熊本県中球磨5か町村合併協議会(免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村)

平成15年4月1日、新設(対等)合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

新居浜市・別子山村合併協議会

平成15年4月1日、別子山村を編入(吸収)合併の予定

別子山村の区域を対象に設置

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成15年4月21日、新設(対等)合併の予定

旧市町の区域ごとに設置

宇摩合併協議会(川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村)

平成16年4月1日、新設(対等)合併の予定

土居町、新宮村の区域を対象に設置

南宇和合併協議会(内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町)

平成16年10月1日、新設(対等)合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

合併協議項目 協議状況一覧表

協 議 項 目	提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
1 合併の方式	H14. 10. 7	H14. 10. 7	新設（対等）合併とする。
2 合併の期日	H14. 10. 7	H14. 10. 7	H16.11.1 を目標とする。
3 新市の名称			
4 新市の事務所の位置			
5 財産の取扱い			
6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8 地方税の取扱い（その1）	H15. 1. 31		
9 一般職の職員の身分の取扱い			
10 地域審議会の取扱い	H15. 2. 28		
11 特別職の職員の身分取扱い			
12 条例・規則等の取扱い	H14. 12. 27	H15. 1. 31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13 組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い			
15 使用料・手数料等の取扱い（その1）	H15. 2. 28		
16 公共的団体等の取扱い			
17 補助金・交付金等の取扱い			
18 町名・字名の取扱い			
19 慣行の取扱い	H14. 12. 27	H14. 1. 31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。 5 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 6 都市宣言等については、合併後調整する。
20 行政連絡機構等の取扱い			

協 議 項 目	提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
21 各種事務事業の取扱い	_____	_____	_____
(1)国民健康保険事業関係			
(2)介護保険事業関係			
(3)福祉関係			
(4)保健関係			
(5)環境衛生関係			
(6)消防防災関係			
(7)人権・同和対策関係			
(8)農林水産関係			
(9)商工観光関係			
(10)都市計画関係			
(11)建設事業関係			
(12)上・下水道事業関係			
(13)教育関係			
(14)電算システム関係			
(15)情報公開関係			
(16)広報広聴関係			
(17)その他の事務事業			
22 新市建設計画			